



災害時におけるキャンピングカーのレンタルに関する協定書

山 形 県

VANTECH 株式会社



災害時におけるキャンピングカーのレンタルに関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とVANTECH株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるキャンピングカー等（以下「車両」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に甲が被災地又は被災の恐れがある地域（以下「被災地等」という。）を支援するため、甲が乙に対して要請する車両のレンタルに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は乙に対し、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。

- (1) 避難所等における居室等の用に供するための車両のレンタル
- (2) 救護、救援等に係る輸送の用に供するための車両のレンタル
- (3) 被災地等で活動する場合の生活拠点の用に供するための車両のレンタル
- (4) その他、甲及び乙が協議し合意した事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り対応するよう努めるものとする。

（要請手続及び引き渡し）

第3条 甲が前条各号に掲げる事項の協力が必要と認めた場合及び市町村から甲に要請があった場合、甲は乙に対し車両のレンタルの要請を車両提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話及びファックス等により車両のレンタルを要請し、後日速やかに車両提供要請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 乙は、甲から車両のレンタル要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、十分な保険を付したうえで提供するものとする。

3 車の引き渡しは、原則として甲が指定する場所へ車両を納品するものとする。ただし、乙が自ら甲の指定する場所で引き渡しができない場合は、甲又は甲が指定する者が引渡しを受けるものとする。

4 甲が乙に対して車両を要請する場合は、当該輸送に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

5 甲は乙から車両を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により乙に報告し、後日速やかに運転免許証を提示するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第3条の規定により車両のレンタルを実施したときは、車両提供（報告・実績報告）書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、急を要するときは、口頭、電

話、ファックス等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、車両のレンタルが終了したときは、車両提供（報告・実績報告）書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づき乙が受託した業務に要した費用については、甲及び甲から支援を受けた市町村（以下「甲等」という。）が負担するものとする。

2 前項に規定する甲等が負担すべき車両レンタルの価格等は、乙が提出する実績報告書に基づき、その他乙が指定する書類等に基づき、甲及び乙協議の上、災害発生時直前の適正価格をもって決定する。

（損害賠償等）

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は車両レンタル等に損害が生じた場合、甲及び乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後速やかに報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（情報の共有等）

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（書類の保存）

第10条 乙は、本協定に基づき車両のレンタルを行った場合は、当該レンタルに係る書類のすべてについて、レンタルを行った年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとし、甲から要請があればその書類を提示するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づき車両のレンタルを行う場合に取り扱う個人情報は個人情報

の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、山形県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日山形県条例第 37 号）、その他関係法令等に基づき適切に管理するものとする。

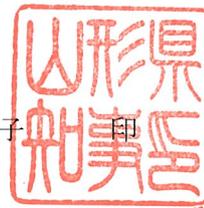
（協議）

第12条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 1 月 9 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県知事 吉村美栄子



乙 埼玉県所沢市日比田 95-1
VANTECH株式会社
代表取締役 佐藤 徹

